

猟銃及び空氣銃の取扱いの講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十二月三日

佐賀県公安委員会

委員長 内 健

佐賀県公安委員会規則第八号

猟銃及び空氣銃の取扱いの講習に関する規則の一部を改正する規則

則

猟銃及び空氣銃の取扱いの講習に関する規則（平成四年佐賀県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「講習」を「講習会等」に改める。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この規則は、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三の規定に基づく猟銃及び空氣銃の取扱いの講習会（以下「猟銃等講習会」という。）及び同法第九条の十四の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（以下「年少射撃資格講習会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第二条中「講習会」を「猟銃等講習会」に改め、同条に次の二項を加える。

2 年少射撃資格講習会は、年少射撃資格の認定を受けようとする者を対象として行う。

第三条第一項中「講習会」を「猟銃等講習会」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 年少射撃資格講習会は、本部又は年少射撃資格講習会を行うために必要な

設備を有する施設において、年一回以上開催する。

第四条を次のように改める。

(講習会の公表)

第四条 公安委員会は、猟銃等講習会又は年少射撃資格講習会（以下「猟銃等講習会等」という。）を行おうとするときは、猟銃等講習会等開催期日の二十日前までに猟銃等講習会等の日時、場所その他必要な事項を本部、警察署等及び銃砲火薬類販売店等に掲示するほか、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

第五条第一項中「講習を」を「猟銃等講習会等の講習を」に、「猟銃等講習受講申込書」を「次に掲げる講習会の区分に応じ、当該各号に定める受講申込書」に、「警察署長」を「住所地を管轄する警察署長」に改め、同項に次の各号を加える。

一 猟銃等講習会 猟銃等講習受講申込書

二 年少射撃資格講習会 年少射撃資格講習受講申込書

第五条第二項中「警察署長」を「前項に規定する警察署長」に改め、同条第三項を削る。

第六条第一項を次のように改め、同条第三項を削る。

猟銃等講習会等の講習は、次の表の上欄に掲げる講習会の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる科目について行う。

区 分	科 目
猟銃等講習会	猟銃及び空氣銃の所持に関する法令
猟銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い	

年少射撃資格講習会	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
-----------	---------------------------

第七条中「講習修了証明書」を「次に掲げる講習会の区分に応じ、当該各号に定める修了証明書」に改め、同条に次の各号を加える。

一 猿銃等講習会 講習修了証明書

二 年少射撃資格講習会 年少射撃資格講習修了証明書

第八条中「講習を」を「講習にあつては」に改め、「佐賀県クレー射撃場協会に」の下に「、空気銃の使用の方法に関する講習にあつては佐賀県ライフル射撃協会に」を加える。

様式第一号及び様式第二号を削る。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月四日から施行する。